

ごみ焼却処理施設 維持管理記録（令和5年度）

1 焼却施設の状況

	測定項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	ごみ焼却量(t) 種類: 可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	—	—	2,027.93	2,497.06	2,518.44	2,432.87	343.43	1,396.55	—	—	—	1,620.88	12,837.16
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	—	—	975	1,028	1,064	1,044	950	1,038	—	—	—	1,060	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	—	—	155	162	162	159	149	157	—	—	—	161	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	—	—	11.2	12.7	12.2	12.4	10.3	11.1	—	—	—	7.9	—
2号炉	ごみ焼却量(t) 種類: 可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	2,393.17	2,483.65	1,194.45	—	—	454.22	1,066.46	1,909.20	2,494.63	2,552.46	2,355.51	1,641.75	18,545.50
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	1,076	1,057	1,007	—	—	849	938	988	1,029	1,094	1,063	1,061	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	157	159	153	—	—	150	157	159	163	163	164	160	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	7.0	6.5	6.1	—	—	8.5	9.5	6.9	5.6	4.9	4.7	5.5	—

※炉出口ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度は、運転月報の24時間/日の運転データの平均値です。

2 冷却設備及び排ガス処理装置に堆積したばいじんの除去を行った年月日

	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											
	排ガス処理設備												
2号炉	冷却設備												
	排ガス処理設備												

※排ガス処理設備については、休炉点検時に堆積したばいじんを除去。

3 排ガス中のダイオキシン類の濃度

測定項目	基準値	1号炉	2号炉
排ガスの採取年月日		令和5年7月14日	令和6年1月10日
測定結果の得られた年月日		令和5年8月3日	令和6年1月26日
排ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.00028	0.00047

※ダイオキシン類濃度は1回/年、分析機関による検査を実施しています。

4 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度

	測定項目	基準値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1号炉	排ガスの採取年月日		令和5年6月13日	令和5年7月14日	令和5年8月22日	令和5年9月26日	令和5年11月15日	令和6年3月19日
	測定結果の得られた年月日		令和5年6月23日	令和5年7月26日	令和5年9月4日	令和5年10月6日	令和5年11月29日	令和6年3月26日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0007未満	0.0006未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.7未満	0.7未満	0.8未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	25	32	30	39	39	36
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	4	3	1	4	2	4
2号炉	排ガスの採取年月日		令和5年4月4日	令和5年5月9日	令和5年10月3日	令和5年12月5日	令和6年1月10日	令和6年2月13日
	測定結果の得られた年月日		令和5年4月14日	令和5年5月22日	令和5年10月17日	令和5年12月15日	令和6年1月22日	令和6年2月22日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0007未満	0.0006未満	0.0006未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.8未満	0.8未満	0.6未満	0.6未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	33	33	39	34	35	38
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	7	1	2	2	0.6	5

※ばい煙濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は6回/年(1回/2ヶ月)、分析機関による検査を実施しています。

※ばいじん濃度・窒素酸化物濃度・塩化水素濃度の基準値と測定結果は、酸素12%換算値です。